

## 住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 空き家・空き建築物対策の充実

- (1) 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、都市自治体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を図るとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、所有者等の利活用・除却を推進するための制度を拡充すること。

- (2) 「空き家再生等推進事業」については、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図ること。

### 2. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、都市自治体を実施する住宅の耐震改修等の促進事業について、支援措置の拡充を図ること。

また、改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断に係る負担の軽減や耐震診断結果の公表時期の弾力化など特段の配慮をすること。

### 3. 民間賃貸住宅の有効活用のため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の費用について、補助制度を創設すること。

### 4. 市街化調整区域の既存集落におけるコミュニティの維持及び地域活性化を図るため、住宅建築や中古住宅の購入ができるよう制度を見直すこと。

### 5. 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。